



2024年10月
スタート

ペアローンの特長

項目	内容
① 申込みできる方	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みご本人の配偶者、親子などと一緒に申込みできます。 ・お申込みされるお2人は取得される住宅に居住する必要があります。
② 借入額	<ul style="list-style-type: none"> ・借入額は、それぞれの方について、100万円以上8,000万円以下(1万円単位)になります。
③ 借入金利	<ul style="list-style-type: none"> ・借入期間、融資率、加入する団体信用生命保険の種類などによって、それぞれ異なります。なお、融資率は2つのお申込みを合算して計算します。
④ 金利引下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・【フラット35】Sなどの金利引下げの内容は、それぞれ同一の引下げ内容が適用されます。
⑤ 借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの方の年齢などに応じた借入期間となります。なお、親子リレー返済はご利用いただけません。
⑥ 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・取得する住宅およびその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権とする第1順位(同順位)の抵当権をそれぞれ設定していただきます。
⑦ 返済口座	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ別々の返済口座を設定していただけます。
⑧ 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの方について、別々に加入申込みをする必要があります。 ※ペア連生団債は加入できません。 ※加入の選択も可能です。

【注】ペアローンの主な特長を記載しています。【フラット35】の商品概要については、パンフレットまたはお問い合わせ先をご覧ください。

ペアローンを利用する際の注意点

- 一方のおさまが返済を怠ったときなど、債務について一括返済を求められることとなる場合は、もう一方のおさまも、ご自身の債務について一括返済を求められることとなります。なお、一方の方に返済などの事実が発生した場合、もう一方の方に事実の発生を通知できるように、事前に双方の同意が必要となります。
- 契約がそれぞれ必要となるため、それぞれにおいて抵当権設定の登記費用や事務手数料等が必要となります。
- 団体信用生命保険は個別にご加入いただくため、一方のおさまが万が一のことがあった場合、もう一方のおさまはご自身の債務について返済を継続する必要があります。

【フラット35】では ペアローン※

をご利用いただけるようになりました。

※ペアローンは、1つの物件に対し、ご夫婦、親子、パートナーなどがそれぞれ単独で借入申込みを行い、2つの【フラット35】を併せて利用することができる制度です。

メリット①

異なる借入期間を選択可能。

お互いのライフスタイルを活かして、個別の借入期間を設定することが可能です。どちらかが35年、もう一方が20年といった返済計画も可能になります。

メリット②

それぞれ団体信用生命保険に加入可能。

ペアローンの場合、お2人が個別の契約者になるため、それぞれに合ったプランを選択することが可能です。

メリット③

返済口座を個別に。

ペアローンの場合、返済口座が分かれるため、どちらか一方の口座に資金を移動するような手間も省くことができます。

【注】【フラット35】取扱金融機関のうち、ペアローンを取り扱っていない金融機関があります。ペアローンの取扱金融機関については、パンフレット35サイト(www.flat35.com)またはお住まいの営業センターにお問い合わせてください。
【注2】【フラット35】20【フラット50】でもペアローンの利用が可能です。

お電話での問合せ(お客様コールセンター)

0120-0860-35

※通話無料
お電話にお電話ください。営業時間9:00～17:00(土日・祭日を除く)。年末年始を除き、土日・祭日も営業していただきます。お問い合わせは、Tel. 048-615-0430へ(無料)

お電話での問合せ(お客様コールセンター)

0120-0860-35

https://www.flat35.com



使い方がいろいろ。ケーススタディのご紹介

メリット①

異なる借入期間を選択可能。

【利用例1】 一方の借入期間を短縮 ⇒ 金利の低い融資メニューの利用も可能に



【利用例2】 一方の借入期間を延長 ⇒ 毎月の返済額の低減または借入可能額の増額が可能に



※1 長期優遇住宅ローン控除適用する場合、当初5年間1.0%の金利引下げを受けられる場合があります。※2 2024年9月のフラット35【フラット20】の追加金利(融資額9割以下、新規借入は付帯1を事実として記載しています。※3【フラット20】とは、「フラット35」の借入期間を15年以上20年以下を選択したとき適用される場合をいいます。【フラット35】の返済額が20年以上の場合、返済の低い金利を利用できます。※4 借入可能額がない状態で返済していただきます。※5 当初5年間の借入金利で返済額を試算しています。※6 借入額7,880万円をそれぞれ元金返済(3,940万円)に充てた場合で当初5年間の金利で返済額を試算しています。

メリット②

それぞれ団体信用生命保険に加入可能。

【利用例3】 団体信用生命保険の内容を分けることができます。



【注】団体信用生命保険は原則にご加入いただくため、一方のお客さまに一方のことがあった場合、もう一方のお客さまはご自身の事情について返済を滞らせる必要がありません。

ほかにも!

親子での利用も可能です。

利用例1~3のように、それぞれの年齢や収入等に応じて親子でご利用が可能です。

- ・借入額や借入期間の設定
- ・借入可能額の設定
- ・団体信用生命保険の設定

【注】親子の場合でも、お申込みされるお2人は取得される住宅に居住する必要があります。なお、親子リレー返済はご利用いただけません。